

## アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの 一体的実施に向けた提案について

### 1. 提案の概要

高槻市役所内に、生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者、生活保護申請段階の者等（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、福祉事務所等の福祉部門担当コーディネーター等と、ハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

### 2. 提案理由

高槻市として、稼働能力を有する生活保護受給者等に対しての自立を助長する中で、いわゆる「その他」世帯の受給者に対する就労支援のあり方が課題となっている。

この点、現在も、高槻市はハローワーク茨木と連携した取組を実施し、一定の成果・実績を出しているところであるが、これまで以上に両者がより緊密に連携した支援を実現するため、今般、アクション・プランに基づく一体的実施の提案の提出に至った。

### 3. 提案内容

#### （1） 支援対象者

生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者  
生活保護申請段階の者など

#### （2） 設置場所

高槻市役所内 総合センター8階（所在地：高槻市桃園町2番1号）  
福祉事務所等と同一フロア

※福祉事務所は現在本館1階であるが、ハローワーク常設窓口の設置までに一部を移設予定

#### （3） 実施内容

- ・ハローワークが行う職業相談、職業紹介、求人情報の提供等と高槻市役所福祉事務所等が行う生活保護等に係る業務を一体的に実施する。
- ・具体的には、ハローワーク茨木は、ハローワーク常設窓口に非常勤職員を配置し、生活支援窓口から誘導を受けた支援対象者等に対して職業相談・職業紹介、求人情報の提供等を実施する。
- ・高槻市福祉事務所等は、生活保護等に係る業務の実施に加えて、生活保護受給者等に対する意欲喚起等を行うとともに、職業相談・職業紹介の対象として適切な支援対象者を、福祉部門担当コーディネーター等によってハローワーク常設窓口に誘導する。